



Title	日本における監査役制度の定着過程について：明治一五年から明治二三年までの監査役制度
Author(s)	國井, 法夫
Citation	阪大法学. 2004, 54(1), p. 165-188
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/55198">https://hdl.handle.net/11094/55198</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 日本における監査役制度の定着過程について

——明治一五年から明治二三年までの監査役制度——

國 井 法 夫

## 一 はじめに<sup>(1)</sup>

これまでには英仏法、特にフランス法が優勢な時代であったが、明治一四年の政変により大隈重信が下野したのを契機として、次第にドイツ法が優勢となり、天皇を中心とする強力な中央集権国家をめざす明治政府が、政治及び文化についての模範国をプロシアと認識し、プロシア憲法に範をとる欽定憲法制定をめざすとともに、統一ドイツ法を国内法制定にあたっての模範とする方向づけを行い、それを実行に移した時期であり、また、同時に明治一四年には政府の委託を受けてロエスレルが商法草案の作成を開始し、一七年にはそれを完成させた時期でもあった。

本稿においては、明治一五年から二三年の旧商法制定に至るまでの期間をとりあげ、この時期において会社機関及び監査役制度がどのような状況にあり、ロエスレル商法草案（以下、商法草案と呼ぶ）及び旧商法（明治二三年制定商法、以下同じ）制定が会社機関及びその一部を構成する監査役制度にどのような影響を与えたのかを検討したい。

## 二 旧商法制定に至るまでの監査役制度について

## (1) 官許の会社

## 〔鉄道会社〕

有限責任北海道炭鉱鉄道会社（明治二二年）<sup>(2)</sup>

明治一九年一月北海道庁初代長官に就任した岩村通俊は北海道における公正な官有物払下げ並びに貸し下げ方針を打ち出し、将来性があると認められる会社には償還を据置くとともに、民営事業に対しても年五分までの利子保証等の積極的な保護助長策を行ない、道内の産業に活気を与える努力をした。このような状況の中で鉄道と炭鉱を所有する北有社が設立され、その前途が有望視された。だが、同社は冬の期間には札幌以東の列車の運転を休止するというような消極的な経営であつたために道民からは不評をかつた。このような状況に不満を持っていた北海道庁第二部長堀基は、同社が保有する鉄道・炭鉱の営業権を道庁へ返還させた後、再度政府より払下げを受ける形で同社を引き継いで全道の発展に寄与することを決意し、職を辞した。堀は明治二三年六月から創立準備にとりかかり、発起人を渋沢栄一、森岡昌純、原六郎他総勢一三名として出発することにし、資本金を六五〇万円、有限責任とするとともに、手宮幌内間及び幌内太幾春別間の官有鉄道、幌内炭鉱の払下げ、幾春別炭鉱と空知・夕張の鉱区譲受け等を同社の根本事項として決定した。また、同社も日本鉄道会社と同様に「命令書」により鉄道新設のための資本投資に対する利子補給を受けることができるようになった。同社の原始定款をみると、

## 〔第四章 役員及び其權限

## 第二〇条 本公司重役ト称スル者左ノ如シ

## 日本における監査役制度の定着過程について

社長 一 名  
副社長 一 名  
理事 三名以内  
常議員 五名以内  
検査役 二 名

但シ副社長ハ時宜ニヨリ置カサルコトアリ且検査役ハ如何ナル場合ニ於ケルモ本公司ニ在リ他ノ重役以下ヲ兼ヌル事ヲ得ス

第二一条 本公司ノ重役ハ本公司ノ株式百株以上ヲ所有シ現ニ之ヲ所有シタル後六ヶ月以上経タル者ノ中ヨリ株主総会ニ於テ之ヲ選挙スヘシ

但シ正副社長及理事ノ選任ハ政府ヨリ本公司新設鉄道資本ノ利子保護若ハ補給ヲ受クル年限間ハ官選ヲ請フモノトス

第二二条 本公司重役ノ在職年限ハ正副社長理事及常議員ハ各三年トシ検査役ハ二年トス尤モ再選ニ依テ重任スル事ヲ得シ

第二三条 本公司ノ検査役ハ左ノ事項ヲ担当ス

第一 社長ノ事務取扱ハ法律定款及株主総会常議員会ノ議決ニ違フナキヤ否ヤヲ監視スル事

第二 每期資本勘定収益勘定ヲ検定シ其意見ヲ株主総会ニ提出スル事

但検査役本条執行上必要ト認ムルトキハ本公司ノ諸帳簿其他ノ書類ヲ展閲シテ之カ説明ヲ求メ財本及営業ノ現況ヲ検査スル事ヲ得

第五章 株主総会

第三六条 本公司ノ臨時総会ハ社長又ハ検査役ニ於テ必要ト認ムル時又ハ株主人員二十五名以上ニシテ其所有株数本公司総株数ノ三分ノ一以上ニ当ル者ヨリ請求スルトキハ之ヲ開クコトヲ得

この時期になると定款等の規定は一段と整備されてくる。同社は役員選出について、政府より利子補給を受ける

間、重役のうち正副社長及び理事は官選と規定している。ただし、一〇〇株以上の株主から重役を選出するとしている。このように重役選出資格として株主たることを要求している点は、一八六七年フランス会社法及びイギリス会社法の影響と考えられ、商法草案及び旧商法にも規定されている。このため、株主総会において選出されるのは常議員五名以内と検査役二名だけということになる。次に、役職による任期（正副社長三年と検査役二年）の違いは、ロエスレルの商法草案第二二三四条・第二三〇条及び旧商法の影響を受けていると考えられる。<sup>(3)</sup>さらに、検査役の職務についても整備されており、定款第三三一条第一項においては検査役の業務監査権（適法性監査）を、第二項においては検査役の会計監査権を認め、商法草案並びに旧商法の規定とその内容において大きな相違点はなく、これらの規定にそつたものと考えられる。

既述のことく、同社は官許の会社のため利益補給を受ける間、正副社長及び理事が官選とされ、政府の関与が重役の人事権にまで及んでいる。従つて、同社が利益補給を受けなければ、各重役は株主総会の選挙により別々に選出されることになり、日本独特の選出方法（日本型）と考えられる。また、検査役の人数については商法草案・旧商法の規定と異なるものの、これ以外はその内容を先取りする形で規定されていることが明らかである。

### 〔海運会社〕

#### ①有限共同運輸会社（明治一五年）<sup>(4)</sup>

同社は明治一四年の政変による大隈重信失脚以降、彼と深いつながりがあつた三菱を追い落とすため、表面上はi. 外国船に対抗する必要がある。ii. 三菱の海運独占を打破する必要がある。等の理由をあげて、当時の井上外相・品川農商務大輔等が中心となり東京風帆船、北海道運輸越中風帆船の三社の合併による新しい海運会社の創設を働きかけ、三井・渋沢・大倉等の資産家と地方の海運業者に出資を募り、共同運輸会社を設立するに至つた。農商務

## 日本における監査役制度の定着過程について

省は明治一五年八月二六日命令書を同社に下付し、同年一一月八日には定款及び創立規約（同年一〇月二三日農商務省へ届け出）が承認された。その内容は資本金を三〇〇万円（内一三〇万円は政府、残り一七〇万円は民間の出資—「命令書」第八条、一株五〇円—「定款」第九条、明治一五年一二月一四日更正により資本金は六〇〇万円となる）とし、有限责任（「定款」第四条）とした。さらに、その資本金の使途として政府において戦時非常時に際し、供用するにたる（「命令書」第一条）汽船の製造に二三〇万円及び帆船の製造に六〇万円（二年以上経過した船舶の購入不可—「同書」第二二条）をあて、営業資本に一〇万円をあてる（「同書」九条）こととし、配当金は最高年二分（「同書」第二二条）とした。また、正副社長（一〇〇株以上の株主—「定款」第二三条）・取締役（六〇株以上の株主—「定款」第二三条）等の重役は株主中より公選するものの、政府の認可が必要（「同書」第一条）とともに、「本社ノ業務及ヒ帳簿ハ政府ニ於テ常ニ監督官ヲ命シ若シクハ臨時検査官ヲ派出シテ之ヲ検査セシメ不整ノ件アレハ之ヲ矯正セシムヘシ」（「同書」第一五条）として政府の同社に対する業務並びに会計についての監督姿勢を明確にした。同社の定款における監査役に関する規定は、

### 〔第五章 役員及責任〕

第二二条 當会社ノ役員ト称スルモノハ左ノ如シ

副 社 長 一名

取 締 役 四名ヨリ一〇名マテ

理 事 無定員

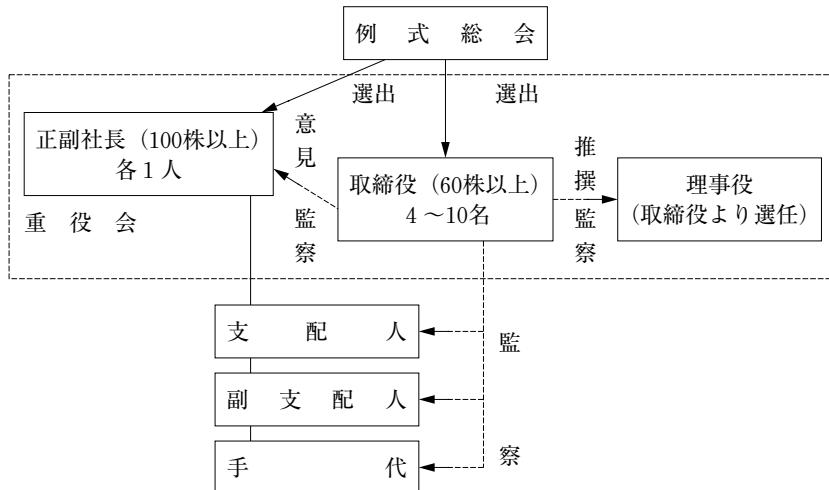
支 配 人 同 （以下、省略）

第二三条 正副社長ハ百株取締役ハ六十株以上ヲ所持スル株主ヨリ例式總会ニ於テ擇挙シ農商務卿ノ認可ヲ得テ上任スルモ

- 第二七条 社長ハ会社ノ事務ヲ総括シ営業一切ノ責ニ任ス
- 第二九条 取締役ハ会社一切ノ行務ヲ監察ン且ツ営業上ノ事ニ付キ意見ヲ社長ニ陳ヘ又同僚ノ衆議ヲ以テ臨時総会ヲ催スノ  
權アルヘシ
- 第三〇条 取締役ハ其同僚中又ハ社長ニ於テ職任不適當ノ行為アリト認ムルトキハ同僚半数以上ノ同意ヲ得テ株主臨時総会  
ヲ催スノ權アリトス
- 但此場合ニ於テハ其事由ヲ株主ニ証明スヘシ
- 第三一条 理事役ハ重役会議ヲ以テ取締役ノ内ヨリ之ヲ推選シ本支店及代理店ノ事務ヲ管理スルモノトス
- 第六章 重役会議
- 第三七条 正副社長取締役ノ会議ヲ重役会議ト称ス
- 第九章 計算
- 第五十四条 當会社ハ総テ複記ノ法ヲ以テ明細正確ナル帳簿ヲ製シ置キ政府ノ検査官又ハ株主ノ検閲ニ供ス可シ』
- 上記の定款の内容を示すと図—1になる。これによると、同社の重役の選任の方法は正副社長・取締役（同社ではこの役職名が監査役の職務を担っている）のそれぞれを例式総会において選出する（第二十三条）と規定されていること及び臨時株主総会招集権が与えられていることから、フランス型（式）を採用していることが明らかである。上述のように監査役の職務をはたしているのが取締役であり（第二十九条・三〇条）、商法草案の名称をそのまま使用している。また、その職務内容は「会社一切の行務を監察する」権限を持つとともに、社長・その他の役員に不適当な行為が認められた時は株主臨時総会を招集する権利が認められている。同社の株式の保有数から見ると、正副社長は一〇〇株以上の保有者より選出されるのに対し、取締役は六〇株以上であり、その職位は階層化されてしまいものの、取締役（監査役—引用者）は業務監査権・臨時株主総会の招集権を持つており、監査役としての身分

## 日本における監査役制度の定着過程について

図一 1



上並びに職務上の独立性が与えられ、一八六七年フランス会社法・商法草案の影響を受けたと考えられる。だが、監査役の重要な職務の一つである会計監査については、同社の定款は明確にしか規定していない。このため、取締役（監査役）の職務とされる「会社一切の行務」を監査する権限（第二九条）に会計監査が含まれると解釈するならば取締役はその権限を持っていると判断されるが、第五四条の規定にも会社の計算は複式簿記法により帳簿を作成し、政府の検査官或いは株主にその閲覧を認めるとか規定していない。このため、同社は政府の「命令書」第一五条の規定による政府の監督官ないし臨時検査官の会計検査に依存し、自社の取締役（監査役—引用者）による会計監査を規定する必要がなかった。また、明治初期に歐米から導入された複式簿記法による会計表示を採用することをこの時期にわざわざ明記したのは、まだ、複式簿記が一般企業に採用されていなかったことを意味している。

### ②日本郵船株式会社（明治一八年九月）

初期の三菱における中心的事業は海運業であった。一八七四年に起きた台湾の役に際し、当時、郵便汽船三菱会社（以下、

三菱と略称）の競争相手であった「日本郵便蒸気船会社は国内の海運掌握をねらい、軍事物資の輸送を拒否」<sup>(6)</sup>した。

一方、岩崎は当時の「大蔵卿大隈重信、内務卿大久保利通と親しく、三菱の船舶を提供することを願い出」<sup>(7)</sup>て、軍

事輸送にあたつた。これ以降、政府は三菱に對して海運業の育成のため政府補助を決定し、台湾の役で購入した船舶を三菱に無償下げ渡し、運航費補助、海員養成費補助、明治八年には経営に行き詰まつた日本郵便蒸気船会社の船舶政府買上げ、三菱へ無償下げ渡し等を矢継ぎ早に行つた。明治一〇年に起こつた西南戦争においても三菱は物資・兵員の輸送で巨額の利益をあげた。だが、明治一年に三菱に好意的であった大久保が暗殺され、さらに明治一四年の政変で大隈が失脚した後、明治一五年二月に政府から三菱へ与えられた第三「命令書」後は、薩長政府の三菱攻撃が始まつた。政府は三菱への保護政策を変更して経営に干渉し始めるとともに、東京風帆船・北海道運輸・越中風帆船の三社を合併させて共同運輸会社を設立し、新船を購入して政府出資分として同社に資本参加する形で援助を行つた。この共同運輸会社は明治一六年一月から営業を開始し、各航路で三菱と激烈な競争を展開することになる。この後、両社はスピード競争・運賃の値下げ競争等で両社ともに経営状態を悪化させ共倒れの危機が生じるに至つた。そこで政府は明治一八年三月に両社の調停を行い、和解協定を成立させた。だが、まだその成果があがらない間に再び競争状態になつたため、政府はついに一八年九月に両社を合併させることとし、ここに日本郵船会社が成立することになつた。日本郵船会社への政府の命令書並びに原始定款には、

「命令書」<sup>(9)</sup>（明治一八年九月二九日付農商務卿より下付）

第七条

政府ハ其会社ノ株金全額ニ対シ開業ノ日ヨリ一五ヶ年間其利益年八歩ニ達セサル時ハ之ヲ補給スヘシ

（改正）明治二〇年一月三〇日付左記命令をもつて改正された「命令書第七条補給金ハ其社資本ノ増減収入ノ多少ニ拘ハラス同条ニ記載セル年限中毎年金八八万円宛下付スヘシ」

## 日本における監査役制度の定着過程について

第三一条　其会社本支店ノ挙措其他会社ノ事務執行方法ヲ定ムルハ社長ノ権ニ在リト雖モ其執行ノ整否ニ依リ政府ノ損失ヲ生スヘキ事件ニ付テハ農商務卿ヨリ命シテ更正セシムヘシ

第三二条　其会社總会ニ於テ決定シタル事件ト雖モ農商務卿ノ認許ヲ得ルニアラサレハ之ヲ執行スルコトヲ許サス

第三三条　何等事故アルモ政府ノ認可ヲ得シテ新ニ負債ヲ起スコトヲ得ス

第三四条　政府ハ会計監査官ヲ命シ会社ノ会計ヲ監査セシメ不整ノ件ハ命シテ之ヲ矯正セシムヘシ

第三六条　政府ハ其会社ノ業務ヲ監督シ此命令書ノ明条ニ違背シ又ハ公益ヲ害シ若クハ其会社ノ不利ト認ムル事件ハ之ヲ制止シ又ハ營業ヲ禁止スルコトアルヘシ

原始定款（明治一八年一一月七日付農商務卿認可）

### 第五章　役員及責任

第一八条　当会社ノ役員ト称スルモノハ左ノ如シ

社長　一名

副社長　一名

理事　定員ナシ

（以下、省略）

第一九条　正副社長及理事ハ保証期限ハ五ヶ年間農商務卿ニ於テ特命スルモノトス

第二二条　社長ハ会社全体ノ責ニ任シ百般ノ事務ヲ統轄シ支配人以下ノ役員ヲ撰任シ及ヒ給料ヲ定メ又ハ之ヲ進退スヘシ

第八章　計算

第四七条　当社ハ總テ複記ノ法ヲ以テ明細正確ナル帳簿ヲ製シ置キ政府ノ監査官又ハ株主ノ検閲ニ供スヘシ

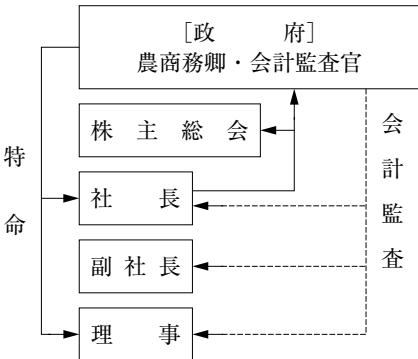
とあり、政府が日本郵船会社をいかに手厚く保護していたかがわかる。その最たるものは命令書第七条の政府からの利益補給である。明治一八年に政府は同社に対して開業より一五年間利益が年八分に達しない時は利益補給を行う保証をし、さらに明治二二年の改正においては利益の多少にかかわらず政府は八八万円を下付するというような

手厚い保護政策を実施していた。このような利益補給による企業保護政策を実施する代わりに、政府は次のようなことを命令書により日本郵船会社に要求した。①政府に損失が発生する恐れがある場合に社長の業務執行権を制限できる（三二条）。②株主総会での決定事項といえども農商務卿の許可なしには執行はできない（三三条）。③政府の許可なしに新たな負債を増やすことはできない（三三条）。④政府は会計監査官を派遣し、会計を監査させる（三四条）。また、上記以外に政府は同社に対する命令書の条文に違反する行為、公益を阻害する行為並びに同社が不利益をこうむる行為の禁止（三六条）等を要求している。原始定款においては一五年にわたる利益保証期間の間は正副社長及び理事は農商務卿により命じられる（定款一九条）こととし、さらに同社の帳簿については複式簿記法により記帳されたものとともに、政府が派遣した監査官による検閲の義務を規定している。さらに同社の利益配当に関する最終決定権についても政府が掌握するという状況<sup>⑩</sup>であった。

## 会計監査

以上から会社機関を示すと図—2になる。

図—2



このように、日本郵船会社は会社としての全ての機能を政府に握られていることが明確である。とりわけ、同社においては監査役が明治二六年の旧商法一部実施まで存在せず、しかも同社の会計制度がイギリスより導入されていたことからすると当然のことであるが、監査が会計監査のみに限定されているとともに、政府派遣の監査官のみによる監査を行うという政府の管理下に置かれた会社独特の方法を採用している。このことは同社が政府の産業保護政策により利益補給を受ける会社であり、政府は政府派遣の監査官による監査で十分監督できると考えていたと想像できるのである。

同社のこのような会社機関構造はいわゆる政府の殖産興業政策による保護と干渉の時代の典型的な産物と考えられる。

## (2) 一般会社

### ① 有限責任平野紡績会社（明治二〇年）<sup>(1)</sup>

同社は明治二〇年三月二十五日に一四代末吉勘四郎他一〇名の発起人により大阪府住吉郡平野泥堂町に資本金二五万円で設立された。同社の目的は「地方ノ産綿ヲ製糸トシ専ラ内国ノ需用ニ供シ且海外ノ輸入紹糸ヲ防クコトヲ務ム」（第二条）として設立された。明治二〇年八月に同社の技術者として採用されたのが周知の通り、菊地恭三であった。同社の原始定款には、

#### 〔第三章 役員権限及ヒ責任〕

##### 第一五条 本社役員ト称スル者左ノ通り

第一五条 本社役員ト称スル者左ノ通り  
社長 一人 副社長 一人 便宜之ヲ置ク

取締 二人以上四人以下

支配人 一人 手代 無定員

第一六条 社長ハ本社ノ定款ヲ遵守シ全体ノ責ニ任シ百般ノ事務ヲ統括シ支配人以下及ヒ営業上必用ナル役員ヲ任免裏黜陟シ及ヒ支配人以上ト協議ノ上業務上諸規則ヲ製定シ執行スルノ權アルヘシ

第一八条 取締ハ本社一般ノ事業及ヒ正副社長ノ執務ヲ監督シ不穩当ノ行為アリト認ムルトキハ速力ニ臨時集会ヲ開キ衆議ニ付スヘシ

第八章 役員撰挙交替及ヒ給料

第三九条 総会ニ於テ投票ヲ以テ五〇株以上ノ処有シタル株主中ヨリ取締若干人ヲ撰挙シ当撰者中ヨリ正副社長ヲ互撰スヘシ  
シ但最初第一回ノ撰挙ハ本条ニ依ラス発起人互撰スヘシ

## 第四五条 本社役員ノ月給ハ左ノ通

等 代	参 手	等 長 社 員 副 取 締 役 支 配 人	等 長 社 員 副 取 締 役 支 配 人	等 長 社 員 副 取 締 役 支 配 人
5円ヨリ 50円マテ	20円ヨリ 50円マテ	30円ヨリ 70円マテ	30円ヨリ 70円マテ	30円ヨリ 70円マテ

## 第一一章 簿記及記録

## 第四九条 正副社長及支配人ハ諸帳簿ヲ正確明瞭ニシ月表及ヒ半季間ノ表ヲ製スベシ

同社はアメリカ型の会社機関を採用しており、まず、取締を五〇株以上所有する株主から選出し、その取締の中から互選により正副社長を選任している。また、残りの取締は「本社一般ノ事業及ヒ正副社長ノ執務ヲ監督」するとともに、「不穏當ノ行為アリト認ムルトキハ速カニ臨時集会ヲ開キ衆議ニ付スヘシ」（第一八条）として取締の臨時集会招集権を認め、取締に明確な職務上の独立性が与えられている。だが、この定款中には取締による会計監査権については明確にしておらず、第四九条においても正確な諸帳簿の作成を正副社長及び支配人に義務付けをしているのみで、取締による株主の集会（株主総会——引用者）への会計監査の報告権も規定されていない。

②有限責任石川島造船所（明治二二年一月）

当初、平野富二が個人経営として平野造船所を営んでいた。造船業という業種ゆえに設備投資は多額の資金が必要であり、造船業の国内における発展の必要性を考えていた第一国立銀行頭取の渋沢栄一も平野の依頼により積極的に融資を行っていた。ところが、これにも限界があり、渋沢栄一は明治一九年華族の鍋島家・伊達家両家を説得して匿名組合を組織し、平野の事業を援助した。やがて、明治二一年末にはこの匿名組合を軸にして新会社が設立され、翌二二年一月に資本金を一七万五〇〇〇円とする株式会社を設立するとともに、名称も「有限責任石川島造船所」と改め業務を開始した。同社定款は、役員について三〇株以上の株主から三名の委員を選び、そのうちの一人を常務委員とすると規定している。この「委員」という役職は商法草案における「取締役」と区別するために付けられた役職の名称であると考えられる。いずれにしても創立当初の同社は常務委員（社長—引用者）を平野富二、委員を渋沢栄一並びに梅浦精一、支配人兼所長心得を進 経太、そして造船顧問として三好晋六郎（帝国大学教授<sup>13</sup>）を迎えて出発した。このような役員の選出方法から、同社は明らかにアメリカ型の会社機関を採用している。すなわち、上記三名の委員で委員会（取締役会—引用者）を組織し、この会の議決により所長以下の人事を決定し、委員—所長—支配人—各部課長という指揮命令系統の会社組織にされるとともに、委員会は株主に対してその責を負う（第九条）のに対し、所長は同社の庶務一切を統括する（第二〇条）とともに、会計（第五四条）並びに業務監査（第一七条）を委員会が実施し、同僚における職任不適当な所為については株主臨時総会を招集して退職させることができる（第一七条）としていることからも、明らかにアメリカの取締役会制度をそのままの形で導入している。

この後、同社は明治二六年旧商法一部実施にあわせて定款を改正し、「第一八条 株主ハ通常総会ニ於テ三〇株以上ヲ所有スル株主中ヨリ取締役三名監査役二名ヲ選挙スベシ<sup>14</sup>」と規定して商法の規定どおりに役員の選出方法を

改正している。さらに、第二三條における監査役の業務監査権については旧商法と同じ文言にされているが、第二四条の会計監査権についての後半の文言、すなわち「検査結果ニ関シ株主總会ニ報告ヲ爲スコト」の部分が欠落している。なお、同社は明治二六年に定款を改正するとともに、その名称も「株式会社東京石川島造船所」とし株主総会により選出された三名の取締役のうち互選により渋沢栄一が初代取締役会長に、監査役には所有株数第三位・四位（明治二五年の時点）の松田源五郎、田中永昌が就任している。以上のように、同社は旧商法一部実施直前までアメリカ型の会社機関を採用していた。

### 小 括

以上、明治一五年から二三年に至る監査役制度について概観した。この時期は、明治一四年から作成が開始されたロエスレルの商法草案が一七年に完成し、明治二三年にはこれに基づく商法が制定されたのであるが、両者がこの時期に設立された会社の定款に大きな影響を与えたという予想に反して北海道炭鉱鉄道を例外として、これらの直接的影響は意外に少ないことがわかる。

この時期に設立された代表的企業日本郵船株式会社は政府による監査官派遣による監査に依存するのみで、明治二六年の商法一部実施による同社の定款改正に至るまで監査役なる役職は存在せず、それは、官民の積極的な出資により設立された共同運輸会社が日本型を採用し、取締役（監査役—引用者）が株主総会において直接選出されることにより身分的な独立を得るとともに、株主臨時総会招集権を持つことにより職務上の独立も得て、業務監査を実施するという厳格な監査役制度を持つていた事実と好対照をなすものであった。

### 三 むすび

以上、明治維新から明治二三年に至るまでの文献、条例、各社の定款に見られる監査役（あるいは監査役の職務）を果たす役職名、以下同じ）の会社機関における位置・職務・権限等について検討してきた。

この期間は一般会社に対して政府が制定した法律もなく人民の相対にまかされている状況にあり、当然、会社機関及びその中の監査役の位置・職務・権限についても自由に設定できる状況にあった。このため、欧米諸国から色々な会社機関及び監査役制度が導入され、多様な形の会社機関を見る事ができるのもこの時期であった。だが、このような多様な状況の中においても一定の様式が見られ、おおよそ①アメリカ型（アメリカ式）、②日本型（日本式）、③フランス型（フランス式）、④イギリス型（イギリス式）に大別できるとともに、旧商法制定直前までアメリカ型の会社機関あるいは、日本的に修正されたアメリカ型のそれを採用する会社が多くあることが判明した。次に型別に概観すると、

#### ①アメリカ型（国立銀行等条例に基づいて設立された会社・一般会社等）

伊藤博文の提唱によりアメリカのナショナル・バンク・アクトを模範とした明治五年の国立銀行条例の制定により一般化したこのタイプは、国内の一般会社等に非常に大きな影響を与えた。この型では、株主総会で選出された取締役により取締役会を構成する。この取締役会は、業務執行者を選任し、取締役会が決定した経営政策に従つて業務を執行させ、その執行状況を監督するのが本来の姿である。ところが、日本においては取締役により互選された代表取締役が業務執行者を兼ねる例が多く、この結果、取締役会内に次第にヒエラルヒーが形成され、これを解消する必要から、別に監査役を設けて業務監査権及び臨時株主総会招集権（フランス会社法の影響）を与えること

により、社長及び重役（監査役の職務を果たす取締役を除く）を監視するという職務を持たせたと考えられる。従つて、この意味からすると厳密には日本的に修正されたアメリカ型といえる。

#### ②日本型（一般会社・銀行等）

日本型はフランス及びイギリス型の役員選出方法を模範とする日本独自のタイプであり、日本において初見となるのは渋沢栄一著『立会略則』（明治四年）においてであり、株主総会において正副社長（正副頭取）、取締役、監査役等各役職を別々に選出することをその特徴とする。だが、監査役がどのような権限（役員の不正行為に対する臨時株主総会招集権の有無、業務監査の範囲が正副社長まで及ぶか否か、監査結果についての総会への報告権の有無）を持つてているかが、これを採用する会社の監査役制度の有効性に大きな影響を与えた。このような中で富士川運輸会社等が一般会社でありながら、明治九年には明確な監査役制度を備えるに至つたことは注目すべきことである。

#### ③フランス型（三井銀行等）

この型は、現在における日本の監査役制度の原型をなすものと考えられる。創立当初の三井銀行の定款類は一八六七年フランス会社法を参照して作成され、会社の機関構造を株主総会（株主一同、立法の機能）、取締役（正副総長、行政の機能）、監査役（監事役、司法の機能）の三権分立構造にするとともに、監査役に厳格な会計監査権及び業務監査権（一八六七年フランス会社法はこの規定の一部しか規定していない）を与えていたところにこの型の特徴があり、後に、この型はドイツ会社法とともに商法草案及び旧商法に大きな影響を与えたと考えられる。

#### ④イギリス型（陸運元会社・明治生命保険会社等）

この型では、株主総会において取締役とともに会計監査のみを職務とする監査役が選挙で選出される。このタイ

プを採用した会社は、明治生命保険会社等極めて僅かであった。また、イギリス型も日本型も株主総会において監査役を取締役とは別に直接選出することにより、監査役の身分的な独立をもたらしている点ではフランス型と類似している。

以上から、監査役の身分的独立を与えるという観点からすれば、日本型・フランス型・イギリス型等は同一の流れのなかにあると考えられ、四つの型を大きくアメリカ型とフランス類似型の二つの型に分類することが可能である。

本稿は明治前半期においても、日本の監査役制度が着実にその歩を進めてきたことを確認した。倉沢康一郎教授は、日本の「商法上の監査役制度は世界に類例を見ない独自のものである」<sup>(17)</sup>と述べられるとともに、三枝一雄教授はすでに監査制度の萌芽は明治初期に見られるが、「我が国に監査役の制度の導入が図られ、その構想が具體化したのは、ロエスレル商法草案においてである」<sup>(18)</sup>と述べられている。法的にはその通りであるが、実際に明治初期から定款等を仔細に検討すれば、会社の役員を別々に選出する方法（日本型、渋沢栄一著『立会略則』明治四年に初見）並びに勘定方（監査役－引用者）への会計監査権・業務監査権及び是正勧告権等の付与が、三井銀行（明治九年設立、一八六七年フランス会社法を模範として定款作成）定款にはじめて規定されたとともに、同行において初めて三権分立型の会社機関が組織された。さらに、同行の監査役制度を含む会社機関は商法草案に採用され、旧商法に引き継がれたことが一連の流れとして把握できるのである。

特に、このことは筆者の独断と批判を受けるかもしれないが、一八六七年フランス会社法の影響を受けた三井銀行（明治九年設立）の定款類こそが、現在につながる日本の監査役制度の原型を見出せるものと考えている。明治五年制定の国立銀行条例によりその設立が不認可のままであった同行が、一般の条例制定がなされるまで「人民相

表一 監査役と同じ役割を持つ役職名

	頭 取 並	監 察 勘 定 方 人	檢 閱 人	監 定 役	檢 查 掛 員	議 員	檢 人	檢 查 役	肝 煎	取 締 役	監 督 役	幹 事	監 委 事	理 事	支 配 人
2~6年	1	2		1	1		1								
7~9年						1		2	1		1		1	1	
10~12年				1				1		9	4				
13~14年					2			3		1	1	2	1	3	
15~22年								5		4			2	1	1

\*①取締役は取締を含む。②監督は総監督を含む。③会計と業務を分担している時は両者に算入している。④監督役は監督も含む。⑤検査役は検査委員を含む。

対を以て営業すべし」という大蔵卿の指令に基づいてわが国最初の私立銀行の設立がようやく認可された時の同行をとりまく状況と、フランス・ドイツ両国における商法への監査役制度導入の契機となつた会社設立についての許可主義から準則主義への政策転換の時とは類似する状況が見出せるのである。ロエスレルは明治一四年に旧商法草案の起草の委嘱を受け、明治一七年にこれを完成させた。彼は「日本固有の商業習慣は敢えて考慮していない」（商法草案脱稿報告書、司法省『ロエスレル氏起稿商法草案』下巻末尾）と言い、日本独自の三権分立型の会社機関及びその一部を構成する監査役制度の原型ができていたことに注目すべきである。また、一八六七年フランス会社法の影響と考えられる同行における監査役の是正勧告権も商法草案、旧商法及び昭和二五年商法改正に至るまで影響を与え続けることになる。

一方、旧商法制定までは「監査役」なる用語は全く使用されておらず、監査役の職務を果たす役職名として表一（調査会社数は一四〇社以上）に示されているように「取締」役なる名称が最も多く一四社で、続いて検査役なる名称が一一社で使用されてい

表—2 資本金額と監査役制度の関係

資本金不明	1円以上	5千円以上	1万円以上	10万円以上	20万円以上	30万円以上	40万円以上	50万円以上	60万円以上	70万円以上	80万円以上	90万円以上	100万円以上	300万円以上	600万円以上	資本金	明治(2年)	
★1																	3年～4年	
★1																	5年～6年	
○1★5			★1	○1★2										○2★2		★1	7年～8年	
○1★1															○1		9年～10年	
○3★5	★1		○2	★1										○3		○1	11年～12年	
○2★2	★3		○7★2		○1			○1		★1							○1	13年～14年
★9	★2	★2	○8★6	○3★2	○1									○2★1		○1	15年～16年	
★1			★2												○3		17年～18年	
★1	○2		★1★4	○1	○1★1					○1				★1		○1	19年～20年	
○1	★2		○1★4	○1	○2				○2					○1★1		○1	21年～23年	
	★1		○2★2	○1	○2	★1			★1						○1			

\* ①表-2における○は監査役あるいは同様の職務を遂行する役職が、会社内において(a)株主総会において正副社長とは別に投票により選出され、かつ社長を含む重役等の不正に対しして臨時株主総会招集権あるいは総会に報告する計算書類の正確さを保証する職務を与えられている場合と、(b)アメリカ式の役員選出方法を採用する会社において株主総会から選出された取締役(あるいはこれに類する役職名)のうち監査役の職務を果たすために正副社長等の不正を監察し、会計を検査するとともに、取締役会あるいは社長への意見の陳述をする権限を与えられており、社長の指揮命令を受けない場合を意味している。

また、★は上記○に該当せず、監察・検査する権限は持つていても社長の指揮命令下にある等の場合を意味している。

②例えば、上記表中、○1は監査役制度を持つ会社数が1社あるということを意味している。

会社数が1社であることを意味している。

③資本金600万円以上の部分には条例あるいは準則もその数に含まれている。

④資本金不明の欄は、当該会社の資本金が不明会社数を示す。

⑤下記「採用会社名及び資料」については、例えば、明治5~6年は「・」記号までが監査役あるいはこれと同様の職務を果たす役職が規定されている会社(上記表中○印)を表示し、同記号以下は監査役を持たない会社(上記表中★印)を表示している。

\* 「採用会社名及び資料」明治元年~2年 通商会社、為替会社(『明治大正日本金融史資料』第1巻、昭和30年)、

同3~4年 久居義社(『明治大正日本金融史資料』第1巻、昭和30年)、

同5~6年 陸運元会社(『内国通運株式会社発達史』大正7年)、開農社(『東京市史稿』市街編第54巻、昭和37年)、

第一國立銀行(『第一銀行史』昭和32年)、関西鉄道会社(三井文庫)、丸屋商社(『丸善百年史』昭和55年)・東京銀行、

財本会社(『明治大正日本金融史資料』第1巻、昭和30年)、島村勸業会社、國領会社、中島会社、研業社(『群馬県史』

資料編17)、豊後国産社(『公文録』明治6年)、横浜水道条例(『神奈川県史料』第2巻)、共立義社(『茨城県史料』近

代産業編II)、抄紙会社(『王子製紙社史』第1巻、昭和32年)、

同7~8年 丹波亀岡授産会社(三井文庫)、米穀相場会社創立準則(『東京市史稿』市街編第57巻、昭和37年)・船積

運漕会社(『和歌山県史』近現代史料四)、

同9~10年 三井銀行(三井文庫)、米商會所条例、東京第一株式取引所(三井文庫)、富士川運輸会社(『山梨県史』第4卷)、第一國立銀行(『三井銀行八十年史』昭和32年)、荷質貸付会社(『山梨県史』第4卷)、共陸社(『茨城県史料』近代産業編II)、大阪製糖会社(大阪市大図書館)、常陸開産会社(『茨城県史料』近代産業編II)・方榮社(『山梨県史』

## 日本における監査役制度の定着過程について

- 第4卷)、魚会社(『山梨県史』第4卷)、多満会社(『茨城県史料』近代産業編II)、均業会社(『長野県史』近代史料編第5卷(3)、昭和55年)、弁達会社、殖産会社、開農社(『山梨県史』第4卷)、宏明社(『東京海上80年史』)、同11(3)12年、盛産社、十円社、農産社、興商社、開通社、共興社(『山梨県史』第5卷)、安田銀行(『安田銀行60年誌』1940年)、日報社(『東京市史稿』市街編第61卷、昭和37年)、正商會社(『長野県史』近代史料編第6卷(3)、平成2年)、丸家銀行(『丸善百年史』昭和55年)、桐生会社(『群馬県史』資料編23近代現代7、昭和60年)・東京海上保険会社(『東京海上80年史』)、貸付商會、教農社、宝来社、製紙社(『山梨県史』第5卷)、北運社(『東京市史稿』市街編第69卷、昭和37年)、就產社(『茨城県史料』近代産業編II)、糸井蚕業会社(『群馬県史』資料編23近代現代7、昭和60年)同13(3)14年、日本鉄道株式会社(『明治期鉄道史資料』第二集(1)日本經濟評論社、1980年)、責任有限丸善商社(『丸善百年史』昭和55年)、明治生命保険会社(『明治生命80年史』)、新富演劇会社(『東京市史稿』市街編第66卷)、常陸興産銀行、常陸興産会社、西北両浦魚鳥産業会社、東海貯蓄銀行(『茨城県史料』近代産業編II)、松代牧畜会社(『公文類聚』第六編明治15年第66卷)、長野銀行(『長野県史』近代史料編第6卷・、平成2年)、東京製茶会社(『公文類聚』第六編明治15年第63卷)、成愛社(『群馬県史』資料編23近代現代7、昭和60年)・協同社、松本交通社(『長野県史』近代史料編第6卷(3)、平成2年)、セメント製造会社(『小野田セメント製造会社創業50年史』ゆまに書房)・内国砂糖大會社(大市大図書館)、信濃時金銀行、貯蓄銀行(『長野県史』近代史料編第6卷(3)、平成2年)、硫酸瓶製造会社(硫酸大會社)、大市大図書館、弘農社(『茨城県史料』近代産業編II)、千川水道会社(『東京市史稿』市街編第63卷)、昭和37年)、洋傘製造会社、東京藍会社(『東京市史稿』市街編第64卷、昭和37年)、弘輸社(『公文類聚』第六編明治15年第63卷)、福山旧藩士族授産所(『公文類聚』第六編明治15年第64卷)、弘沢社(『茨城県史料』近代産業編II)、新橋車夫会社(『東京市史稿』市街編第63卷、昭和37年)、波東農社、共立商會(『茨城県史料』近代産業編II)、殖牛社、美作牧牛会社(『公文類聚』第六編明治15年第64卷)、日東保生会社(『東京市史稿』市街編第63卷、昭和37年)、鼎書舎(『長野県史』近代史料編第6卷(3)、平成2年)、東京生糸商會(『大隈文書』早大社会科学研究所、1959年)、長野貯蔵銀行、松代貯積銀行(『長野県史』近代史料編第6卷(3)、平成2年)同15(3)16年、東北鉄道会社(『公文類聚』第六編明治15年第55卷)、共同運輸会社(『公文類聚』第六編明治15年第53卷)、日本銀行(『明治大正日本金融史資料』第3卷、昭和32年)・新発田石炭運輸会社(『公文類聚』第六編明治16年第64卷)、信濃商會、共済同盟社(『長野県史』近代史料編第6卷(3)、平成2年)、
- 同17(3)18年、大湖汽船会社(『公文類聚』第8編商事)、北総製糸会社(『茨城県史料』近代産業編II)、共同社、隱岐製糖会社(『明治18年公文錄』農商務省)、東京瓦斯会社(『東京瓦斯90年史』昭和51年)・日本郵船会社(『日本郵船株式会社50年史』昭和17年)、大阪商船会社(『大阪商船株式会社80年史』昭和41年)、大阪堺間鐵道会社(『公文類聚』第8

編運輸門二、明治17年)、共興社、開業社永続社(『長野県史』近代史料編第6巻<sup>(3)</sup>、平成2年)、大阪セメント会社(市大図書館)、大成社(『茨城県史料』近代産業編II)、上毛織糸改良会社(『群馬県史』資料編23近代現代7、昭和60年)同19～20年)、山陽鉄道会社(『明治期鉄道史資料』第二集<sup>(3)</sup>Ⅰ～Ⅱ)、日本経済評論社、1980年)、水戸鉄道会社(『茨城県史料』近代産業編II)、日本織物会社(『群馬県史』資料編23近代現代7昭和60年)、有限責任平野紡績会社、大阪紙会社(大市大図書館)、日本煉瓦会社(『日本煉瓦100年史』平成2年)、京都織物会社(『京都織物株式会社50年史』昭和12年)、京都電燈会社(『京都電燈50年史』昭和14年)、群馬鉄道会社(『群馬県史』資料編19)・大阪商船会社(『大阪商船株式会社80年史』昭和41年)、東京綿商社(『鐘紡百年史』昭和63年)、彰真社(『長野県史』近代史料編第6巻<sup>(3)</sup>、平成2年)、牛会社、第一煉化製造会社、砥石会社、岸和田海陸運輸会社、大阪船舶正業社(大市大図書館)同21年～23年)、北海道炭鉱鉄道会社(『北海道炭鉱汽船70年史』資料の部、昭和33年)、帝国生命保険会社(『朝日生命80年史資料』1969年)、有限責任石川島造船所(『株式会社石川島播磨重工業社史』1992年)、三池紡績会社(『福岡県史』近代資料編、綿糸紡績業、昭和60年)、有限責任日本コーケス製造会社、大阪塙堀製造会社(大市大図書館)・尼崎紡績会社(『ニチボー75年史』昭和41年)、倉敷紡績所(『倉敷紡績百年史』1988年)、大阪製糖会社、大阪盛業会社(大市大図書館)、蚕種大盛会社(『長野県史』近代史料編第6巻<sup>(3)</sup>、平成2年)

た。このことは、当時、取締役や検査役なる語が当時、「法律や規則に違反しないように管理・監督する人」あるいは「適不適・異常の有無等をある基準に従って調べ改める人」という意味を有し、一般の人々に理解されやすかつた事情を反映するものと考えられ、翻訳者がロエスレルの商法草案を翻訳する際に周知のことと「Aufsichtsrat」を「監査役」とせず「取締役」としたのは、翻訳者自身が「監査役」なる用語を知らず、それまで使用されてきた用語をあてはめたと結果と考えられる。

次に、表-2は明治元年から二三年に至るまでの会社の資本金と監査役の有無の関係を表示したものである。これによると、明治一四年に至るまでは資本金一円以上(資本金不明の会社を除く)の会社の多くが監査役制度を保持していたことが判明する。明治一五年以降になると次第に資本金一円未満の会社においても監査役制度を保持する会社が出現している。このように、明治一四年に至るまでの資本金の増加と監査役の有無との関係は、資本

金の増加にともなう出資者の拡大と株主に対する正副社長を含む取締役及び監査役の受託義務の関係が明確に示されており、明治一五年以降は次第に資本金の高低に関係なく監査役制度の必要性が認識されはじめ、それが採用されていったことを示している。

- (1) 本稿と関連する論文として既に「一九世紀中葉歐米諸国の会社法における監査役制度－明治前期における監査役制度に与えた影響－」（『大阪大学経済学』第五十卷第二・三号、二〇〇〇年一二月）及び「日本における監査役制度の生成について－明治元年から一四年までの監査役制度－」（『阪大法学』第五三卷、平成一六年一月）を発表している。
- (2) 『北海道炭鉱汽船七〇年史』資料の部四・七頁。
- (3) この両者の任期の違い、ことに検査役の任期が短いことについて梅謙次郎著『改正商法講義』（明治一六年有斐閣・明法堂、四五六頁）には「監督を主とする者は却つて長く居るのはいけない、なぜかなれば自然取締役と懇意になつて種々の弊が起ころう、甚だしきに至つては監督すべき監査役と監督せらるべき取締役と共謀して善からぬことをするという話もある、それ故に成るべく任期の短い方が宜い」という考え方からして茲に一年の差を生じたのであろうとれます（原文は仮名漢字文）と述べられている。
- (4) 『公文類聚第六編 明治一五年 第五三卷 第六編 運輸門二』（国立公文書館所蔵）、宮本又郎・阿部武司他著『日本経営史』一〇二頁、吉田準三著『日本の会社制度発達史の研究』三四頁を参照。
- (5) 『公文類聚第六編 明治一五年 第五三卷 第六編 運輸門二』（国立公文書館所蔵）、宮本又郎・阿部武司他著『日本郵船会計史』9頁（白桃書房、一九九八年）。
- (6) 山口不二夫著『日本郵船会計史』9頁（白桃書房、一九九八年）。
- (7) 山口不二夫著『日本郵船会計史』9頁（白桃書房、一九九八年）。
- (8) 中川敬一郎他編『近代日本経営史の基礎知識』七〇・七一頁（有斐閣、昭和49年）、山口不二夫著『日本郵船会計史』九〇・一一页（白桃書房、一九九八年）、WILLIAM D. WRAY, Mitsubishi and the N.N.K. 1870—1914.1984.等を参照。
- (9) 『日本郵船株式会社五〇年史』六三・七九頁（昭和一一年）。
- (10) このことは、例えば、青木茂男編『日本会計発達史』五三・五四頁（片野一郎担当、同友館、昭和五一年）において、「旧商法（明治二六年一部実施）が実施される前の時点に政府は同社（日本郵船会社）が配当金額を決定するまで

に政府に会計報告書（「積立金勘定」——実質は項目別の処分済利益剩余金計算書——引用者）を作成させて提出するようにして、見事な財務諸表体系と構造を工夫している」と述べられていることからもわかるとおり、財務諸表の構造にまで政府の補給金が影響を与えている。

- (11) 「有限責任平野紡績会社定款」（大阪市立大学図書館所蔵）
- (12) 『株式会社石川島播磨重工業社史』265頁。
- (13) 『株式会社石川島播磨重工業社史』266頁。
- (14) 『株式会社石川島播磨重工業社史』268頁。
- (15) なお、現代法制資料編纂会編『明治「旧法」集』国書刊行会二六頁、商法第一九二条監査役の職分について「第一取締役ノ業務施行力法律、命令、定款、及ヒ総会ノ決議ニ適合スルヤ否ヤヲ監視シ且總テ其業務施行上ノ過愆及ヒ不正ヲ検出スルコト」と規定されていたが、梅健次郎著『改正商法講義』（明治二六年 有斐閣・明法堂）四六〇（四六一頁）によると上記の下線部分は削られたとされている。その理由として「実業家ノ意見モアツテ斯クマデニ監査役ガ取締役ノ事務ニ干渉シテハ到底会社ノ仕事ヲスルコトハ出来ナイソレ故ニ之ヲ省イタ方ガ宜カラウト云ウコトデ削ラレマシタ、私共ノ考ニハ尤ノ事デアラウト思ヒマス」とされ、当時の業務監査のあり方についての一般的な考え方を述べられており、興味深いものがある。
- (16) 現代法制資料編纂会編『明治「旧法」集』商法第一九二条、国書刊行会二六頁。
- (17) 倉沢康一郎著「株式会社の不祥事と監査役・会計監査人の機能」三〇頁（『商事法務』一二七二号）。
- (18) 三枝一雄著「明治期における監査役」五〇六頁（『月刊監査役』第二二二号）。
- (19) 会社の役員を別々に選出する方法（日本型）、勘定方（監査役）への会計監査権・業務監査権の付与及びそれらが是正勧告権にとどまること（フランス型）等。
- (20) 「是正勧告権」とは「監察会員ハ管理者ノ行ヒシ所為ヲ検査スルヲ職務トナシ之ニ指図ヲ為シ得ヘキニ非ス」旧太政官商法編纂局反訛『仏国商法講義第二冊』二八三頁（明治二〇年）の規定を意味している。